

[学術論文]

# 自然との触れ合いの環境教育としての意義に関する一考察

——レジャーおよび日常生活における自然との触れ合いとの比較から——

Consideration about the Significance of Contact with Nature as Environmental  
Education: Comparing with the Case on Leisure or Daily Life

宮 本 佳 範

Yoshinori MIYAMOTO

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 9

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 9号

2008年6月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

JUNE 2008

[学術論文]

## 自然との触れ合いの環境教育としての意義 に関する一考察

——レジャーおよび日常生活における自然との触れ合いとの比較から——

宮本佳範

**要旨** 現在、環境教育（特に自然保護教育）として自然との触れ合いを中心とした活動が広く行われている。しかし、日本において環境教育を称する活動が広まっていく過程を考えると、自然と触れ合うことに環境教育としてどのような意義があるのかに関する認識が曖昧なまま「自然との触れ合い＝環境教育」という図式が自明のものとして受け入れられ、実践されてきた感が否めない。この状況について、環境にかかわることをやっていたらやること自体が意味あるように思われてきた、自然体験そのものが自己目的化してしまっている、といった批判がなされている。これらの問題を踏まえ、本稿では、レジャーや日常生活において自然と触れ合う場合と環境教育として自然と触れ合う場合の差異を検討し、その上で環境教育として自然と触れ合う活動を行うことの意義について考察した。その結果、多くの人が少なくとも表面的には自然保護に賛成している現在、「自然に対する愛情を育む」といった目標を掲げて自然と触れ合う機会を提供するだけでは環境教育としての独自の意義がいかにか乏しく、期待にそぐわないものであるかが明らかになった。そして、あらためて環境教育が独自に担うべき内容は何か（環境教育を特徴付ける要素は何か）を考え、その視点から環境教育として行われている自然と触れ合う活動の内容を見直す必要があることを指摘した。

**キーワード**：環境教育、自然保護教育、自然との触れ合い、自然保護意識

### 1. 問題意識

環境問題への関心が高まるにつれて、環境教育の重要性も広く認識されるようになった。そして、現在では“環境教育”を冠する活動が様々な担い手により様々な形で行われている。そのなかでも特に自然保護を目指す活動としては、「自然を大切に作る気持ちを育てる」等の目標を掲げて、エコロジーキャンプ、自然観察会、エコツアー、カヌー体験など、自然との触れ合いを取

り入れた活動が多く行われている。

このような状況を小川（1992a）は「環境教育という言葉が自然教育のなかのレクリエーション的色彩の濃い一部分にかたよって用いられる感があることに（中略）焦りのようなものを感じる」と危惧していた。実際に、環境教育として行われている自然と触れ合う活動のなかにはレジャー（レクリエーション）としての活動と内容的に区別がつかないようなものも多数存在している。このように、環境教育と称するうえでの何らかの基準のようなものが存在しない現状では、“環境教育”に単なるレジャーとは明確に異なる内容を期待し、そういったプログラムに参加したいと考える人にとっては不都合であろう。もともと自然との触れ合いは環境教育に限られた活動ではなく、日常生活においても（地域による程度の差こそあれ）当然生じるものであるし、レジャーとしても広く行われてきたものである。それらの場合と環境教育として自然と触れ合う場合との効果の違いもほとんど議論されてこなかった。

田中（2003）は、環境教育としての自然体験学習について「自然体験そのものが自己目的化してしまい、結果的に教育内容が「脱環境問題化」してしまう傾向」を指摘している。もちろん、環境問題を視野に入れ、環境教育として理論的によく考えられたプログラムを実践している事例もある。しかし、自らがやっている活動が環境教育（特に自然保護教育）としてどのような意義があるのかに関する認識が曖昧なまま、「自然との触れ合い＝環境教育として効果があるもの」と自明視しているかのように自然と触れ合う機会を提供するだけの環境教育の事例も多く見られるのである。

こういった現状を踏まえ、本稿では、まず、レジャーおよび日常生活において自然と触れ合う場合と環境教育として自然と触れ合う場合の差異を検討し、その上で環境教育として自然と触れ合う活動を行う事の意義について考察していく。

なお、現在、食物連鎖等の生態学的知識および地球環境問題に関する知識の普及により、人間と自然を一体的に捉えようとする考えが広く受け入れられている。一方、人間と自然の利害対立があまり意識されずに「環境問題」が漠然と語られることに伴う問題も指摘されている（例えば品川 2000）。確かに、具体的に自然保護が問題となる場面では、人間と自然の利害が対立する状況が多く見られるのが現実である。したがって、人間と自然は一体であるという側面があるとしても、両者の利害対立に目を向けないことは、現実の自然保護を考える上では問題であろう。また、人間のために自然を保護するのか、自然の内在的価値に基づき保護するのかによって問題の性質およびその解決の方向性は異なったものとなる。そして、自然保護の目的が異なれば、問題の解決・予防に向けた教育の内容も異なってくる。未だ自然保護の在り方、目標に関する議論は尽くされていないが、本稿では自然保護が問題となる場面では人間と自然の利害が対立する状況が多いことを踏まえ、「自然保護教育」は自然の内在的な価値に基づく自然保護（自然のための自然保護）につなげることを目的とした教育として捉えていくものとする。また、一般的に「環

境教育」は自然保護教育や公害教育などを含めた概念であるが、内容的に自然保護教育のみについて論じられている場合にも環境教育という用語が使用される場合も多い。そこで、環境教育の中でも特に自然保護教育に限定したい場合は本稿では「環境教育（特に自然保護教育）」として記述していく。また、「自然との触れ合い」は、その活動の目的が自然とかかわること自体にある場合の自然接触をいい、「野外活動」という場合は、自然と触れ合うことを目的とする活動だけでなく、自然を集団訓練やレクリエーション等の場として利用する場合を含むものとする。

## 2. 日本における環境教育としての野外活動の展開

環境教育という用語が国際的に広まったのは1972年のストックホルム国連人間環境会議以降といわれているが（小川 1992a）、日本ではそれ以前から自然保護や公害問題をめぐって現在の環境教育に通じる教育活動が行われていた。そして、国際的な環境教育への関心の高まりをうけて、日本でも、公害教育や自然保護教育という用語を拡張した概念として「環境教育」が用いられるようになっていった（小川 1992b）。

日本の学校教育における環境教育は、根源的には野外教育、自然教育などの系列のもとで発展してきたが、公害問題が注目を集めて以降は、1969年の中学校学習指導要領の改訂により、保健体育科に「公害と健康」という単元が盛り込まれるなど公害教育が中心となった（山極 1992）。その後、1977年の学習指導要領の改訂において社会科に「公害の防止などの環境の保全」、理科に「人間と自然」などが盛り込まれ、公害から環境問題全般へという変化が見られた。この改訂の内容について若林（1982）は、「この目標や内容にしたがって素直に指導していただくだけでも環境教育がかなり進められるのではないかと高く評価している。特に若林が評価している部分は、野外に出かけての自然観察、自然を調べる能力や自然を愛する心を養うことを掲げている部分である。一方、堀内（1992）は、環境教育の基礎づくりの段階にある児童には、自然に触れ、自然の中で遊び、守るべき自然を実感させる必要があるが、学校の教科等での環境教育実践はほとんど行われておらず、自然保護や環境保全について、教育課程の指導内容にあるから扱っているだけというのが現状であったと述べている。学校においては、近代教育制度が確立して以降、遠足や修学旅行、林間学校や臨海学校、社会科見学や移動教室など、多くの形態で、野外活動等の体験学習が広く行われてきた（木俣 1996）。また、クラブ活動などにおいても自然観察や身近な川の水質調査、生物調査等を通じた学習を積極的に行ってきた例もある。しかし、すべての生徒を対象とした公式的な環境教育としては、「高校や中学の理科や社会に若干それらしきものが導入されたとはいえ、公式に環境教育をとりいれるところまではいっていない」（沼田 1982）という状況であった。その後、2002年に「総合的学習の時間」が創設されたことにより、環境教育を学校教育の正規の時間に取り入れる事が可能となった。それにより、従来の一過性のイベント的

な活動ではなく、継続した環境教育としての自然と触れ合う活動が可能となり、その実践例も数多く報告されている（例えば市川 2007、田先 2003など）。以上のように学校における環境教育は、既存教科の範囲において教科書中心の知識伝達型の学習として導入され、その後、野外活動などによる体験学習を重視するようになったが、すべての生徒を対象としたカリキュラムでそれを実践することは現実的に難しく、総合的学習の時間に期待が寄せられているのが現状であるといえる。

学校教育における環境教育の普及が厳しいものであったなかで環境教育の普及に重要な役割を担ってきたのが、反公害、自然保護、野外活動などを行ってきた民間の団体である（小川 1992a）。環境教育という用語が普及する以前から自然保護団体などは自然保護教育として自然観察などを行っていた。こういった活動は現在でも多くの環境教育（特に自然保護教育）プログラムにおいて中心的な内容として行われている。また、その他の野外活動からの流れには、主に、教育的目的から行われてきたキャンプを中心とした活動からの流れと、レジャーとして行われてきた自然体験等の活動からの流れがある。キャンプは青少年に対する教育的価値が期待されて、人間教育の一領域を補完するものとして、学校をはじめ、様々な団体により行われてきた（酒井 1986）。キャンプはその性質上、自然の豊かな場所で行われることが多く、自然と触れ合う機会を提供する場でもある。そして、環境教育の概念が注目を集めるようになって以降、キャンプなどの野外活動を行う団体の一部は、自らの活動を環境教育の実践として位置付けるようになった。同様に、レジャーとして自然と関わる活動（カヌーやスキューバダイビングなど）を行っていた団体の一部にも、自らの活動を環境教育として位置付けるものが現れた。こういった流れが、現在のように環境教育として様々な自然と触れ合う活動が行われるようになった背景の一つとなっている。この流れは、「環境教育」が、新しい野外活動の在り方として注目された（原子 1986）ことの現れであると同時に、環境教育とその他の野外活動との区別（活動の目標ではなく行われている内容による区別）が分かりにくい状況を作った原因の一つであるともいえるだろう。

### 3. 自然との触れ合いの効果

#### 3.1 自然との触れ合い＝環境教育（特に自然保護教育）か

鬼頭（1999）は、「環境教育学の領域では、従来、環境にかかわることをやっていれば、やること自体が意味あるようにも思われ、その理念についてきちんと議論がされてこなかった」と批判的に述べている。確かに、各種野外活動が環境教育として位置付けられていく過程を考えると、自然との触れ合いが自然保護教育として具体的にどのような効果があるのかに関して十分に検討されないまま、その効果を半ば自明なものとし、「自然との触れ合い＝環境教育（自然保護教育）」といった図式が当然のものとして受け入れられてきた感がある。小川（1977）は、自然保

護教育が自然教育に頼ってきたことを指摘した上で、自然教育は自然観察会などにより自然と触れる経験に乏しかった日本人に自然に触れる貴重な機会を提供してきたが、これらの活動を“自然保護のための教育活動”という見地から評価するとき、どのような尺度や成果があるのだろうか、それらの活動の“自然保護教育としての”効果を疑問視していた。それは約30年経過した現在の状況にもいえることである。また、自然との触れ合いが自然保護教育として意味があるとしても、自然との触れ合いならどんな内容でもいいというわけではないだろう。例えば、現代より日常的に自然に接する機会が多かった世代が経済的発展を進めるなかで、結果として多くの自然破壊を生み出すに至った近代の歴史を振り返れば（もちろん、そこには現代ほど生活が豊かではなかったこと、環境問題についての知識が少なかったことなど、様々な要因が結びついているとはいえ）、無条件に自然との触れ合いが自然保護教育（そして、現実の自然保護）に結びつくものではないことは明らかである。よって、環境教育（特に自然保護教育）として自然との触れ合いを行うのであれば、どのような自然との触れ合いの形式が自然保護教育として意味を持つのかを考える必要がある。

### 3.2 自然との触れ合いと自然保護意識

そこでまず、自然との触れ合いと自然保護意識の関係について考えていきたい。その手がかりとなるものに、環境庁が平成7年に行った調査がある。この調査は、宮城県仙台市の都心部、仙台市の郊外、山形県新庄市の三地点において行われ、児童期における自然と触れ合う遊びの経験と環境問題の価値規範・関心・知識・行動の実施状況との相関関係を調べている。その結果、各地に共通して、自然と触れ合う遊びの経験が多いほど「環境保全を他の豊かさよりも優先する」という意識が高くなっているのである（平成8年版環境白書より）。そして、こうした傾向は、関心・知識・行動の実施状況にも現れている。そして、同環境白書では、「遊び」の特徴を①自発的な行為・活動であること、②行為そのものが目的であること、③不確定で自由な行為であること、④遊ぶ主体が可能態（心理的に開放された状態）にあること等としている。その上で、遊びを通して、自発的に楽しく自然と触れ合うからこそ、自然への思いが醸成され、遊びが不確定な行為であるからこそ、子どもは自然との関わりにおいてさまざまな場面に対峙し、創意をもって自然に対処し、知識を獲得するのだといい、自然との触れ合いの形式が「遊び」という行為の形式であることの意味が大きいと述べている。また、平成18年に内閣府が行った「自然の保護と利用に関する世論調査」<sup>(1)</sup>（以下「内閣府調査」という。）では、「自然に関心を持つようになった理由」を聞いた結果、「開発によって自然が失われていく様子を見聞きしてから」（48.6%）、「テレビ・ラジオなどで自然に関する番組を見聞きしてから」（46.7%）に次いで、「美しい風景のあるところを旅行してから」が46.5%となっている（この3つの回答が際立って高くなっている）。これらのうち、「美しい風景のあるところを旅行してから」という回答から、（旅行という

形で)自然と触れ合った経験が自然に関心を持つことに影響を及ぼしていることがわかる(なお、上位二つの回答からは、自然および自然破壊についての知識を得ることが自然について関心を持つきっかけとして重要であることがわかる。)

この、平成7年環境庁調査および平成18年内閣府調査の結果から、確かに自然との触れ合いは自然保護意識形成に影響を及ぼす事は確認できる。しかし、環境庁の調査は、「児童期」に「家の近く」で自然と接した経験に限られており、また、両者共に自発的な「遊び」(旅行も含む)として自然と接した経験が自然保護意識につながるということを確認したものにすぎない。つまり、これらの結果だけでは、自然と触れ合うすべての形式に当てはまるとはいえないだろう。

自然と触れ合う形式に関しては、芮(1997)が、自然環境保護意識・行動がどういった自然との触れ合いの形式により影響を受けているかを調査している。具体的には、自然体験を、日常接している自然環境条件(都市的自然—農村的自然)および余暇行動としての自然接触の違い(多様な行動—単調な行動)から類型化し、それぞれ自然環境保護意識・行動との相関を分析したものである<sup>(2)</sup>。その結果から、日常接している自然環境条件によって環境保護意識・行動が誘発されることはあまりなく、余暇行動の多様さ—単調さが大きく関わっていることを明らかにしている。一方、平成18年内閣府調査において、「自然とふれあう機会をもっと増やしたいと思うか」という問いに対して「増やしたいと思う」と答えた人<sup>(3)</sup>に「自然とふれあう機会を増やす方法」を聞いたところ、「都市やその周辺で、身近な自然とふれあうことのできる公園や、歩道などの整備を推進する」が46.6%で最も高く、次に「自宅や勤務先などの周辺に、身近な自然を残したり、増やしたりする」が45.8%と高くなっている。芮の結論からいえば自然保護意識形成にあまり意味を持たない自然との接触の仕方を、多くの人が自然と接する機会を増やす方法として考えていることになる。身近に自然を増やしたいという希望を持つことと、仮にそれが実現した場合、身近になった自然から期待されていた満足が得られるか、保護しようと思うかは別の問題であろう。なぜなら、自然と触れ合う機会が少ないからこそ自然に囲まれた生活に漠然とした憧れを持ち、それが単純に身近な自然を求める回答につながったことも十分に考えられるからである。なお、芮の分析における余暇行動に相当する「山や海での自然観察会、自然体験ツアー(エコツアー)など、良好な自然とふれあうための行事を増やす」は24.5%にとどまっている。

しかし、芮の調査結果にも多少の問題点がある。それは、児童期の場合、日常生活圏の自然と、余暇行動として接する自然はある程度一致すると考えられるが、それが考慮されていない点である。また、大学生に関する調査だが、生活拠点となる場所から2km以内にある緑地が、学生の緑地保全活動への参加意欲を誘発するという調査結果もある(中島・古谷 2005)。したがって、単純に日常生活で接する自然は自然保護意識に結びつかないものと断言することは早計であろう。芮および環境庁の調査が共に指摘している「遊び」という自然接触の形式が重要であるという事の意味、そして、日常的に自然に接する場合との違いを十分吟味する必要がある。なお、多少の

意味の違いはあるが、以下「遊び」は「レジャー」の中に含まれるものとして論じていきたい。

#### 4. 自然と触れ合う形式との関係

##### 4.1 日常生活の場合とレジャーとしての場合の違い

河合（1986）は、都会から逃れて自然に恵まれたところに引っ越した家族が、最初は自然に感動し、まもなく、雑木林から屋内にまで入ってくる昆虫にわずらわしさを感じ、子どもの成長と共に、近くのため池の存在に危険を感じ、とうとう、役所に雑木林の伐採とため池の埋め立てを要請したという逸話を紹介している。そして河合は、日本人の自然観は「自然美とは生活と離れて観賞するものであって、ほんの少しでも個人的に不利益をもたらす自然などない方がよい」という感じであると指摘する。つまり、美しい自然は楽しみたいが、自分の生活に不利益を受けることは困るという事である。確かにそれは、自然のなかに入っても都会の生活の便利さを持ち込もうとする現代のアウトドアレジャーの様子からも実感できる。その一方で、前述の平成18年内閣府調査結果のとおり、多くの人（72.7%）が自然と触れ合う機会を増やしたいと考え、その方法として身近に自然と触れ合う場を作ることを選択しているのである。都市化で自然が少なくなった地域で暮らす者にとって、自然の多い生活は“漠然とした”魅力のあるものなのかもしれない。しかし、現実には生活に密着した自然は、自らの生活に不利益を及ぼす部分も多いものであり、保護対象とはなりにくいと考えられる。もともと「保護」という概念は、その対象が自分よりある意味“弱い”存在であること前提としている。近代科学技術の発展により、それまで圧倒的な力で人間に影響を及ぼしていた自然を、大規模に管理、破壊、改変することが可能となったことにより、はじめて自然に対する倫理や責任という考え方が生まれてきたともいわれている（H・ヨナス 1979）。しかし、現代でも自然は未だに“強い”存在として、時には人間に大きな被害を与える。自然災害はもちろん、仮に“保護”する対象となった自然であっても、局所的には人間に害を与える存在として人間と対峙する。例えば、ツキノワグマやニホンカモシカは全国的な規模で考えると、人間の生活範囲の拡大などにより棲息地が減少し、絶滅の恐れがある存在として（その意味で“弱い”存在として）認識されている。したがって、一般的に保護対象としてみなされている（特にニホンカモシカは特別天然記念物に指定されている）。しかし、それらが身近に棲息する地域に住む人々にとっては、畑を荒らしたり人を襲うなど、人間の生活に大きな被害をもたらす存在でもある（保護獣と住民の関係については、丸山（1997）や渡辺（2001）などが詳しい。）。保護獣による被害問題は極端な例かもしれないが、日常生活で接する自然は（都市部の公園のように管理された自然を除き）なんらかの不利益や不便さを伴うものであろう。河合のあげた逸話もそうであるが、保護が叫ばれる自然であっても、そこに生活する人間にとっては、決して一方的に保護すべき“弱い”ものとして存在しているわけではないのである。

では、レジャーとして接する自然はどうだろうか。自ら余暇を利用して自然と触れ合うことを望んでいるわけであり、当初から自然と接する事自体をマイナスに捉えているわけではないだろう。不便さに関しては、自然との接し方により全く異なる。登山のように重い荷物を背負い、雨の中でもテントで寝て…といった場合、当然不便さはあるが、それらは覚悟の上（若しくはそれ自体楽しみの一つ？）であろう。また、観光旅行としてホテルに泊まり車で移動し、景勝地を巡るといった場合、不便さは極めて少ない。また、遊びであるということは、主体的に選択された行動であり、基本的に自由なものである（前出の平成8年版環境白書参照）。したがって、押しつけられる不利益、不便さはない。やぶ蚊に悩まされたり、天候やその他不確定、予想外の不利益を被ったりしても、それは余暇活動という一時的な出来事であり、過ぎ去れば思い出の一つであろう。この継続性の無さもレジャーに特徴的な要素である。このように、レジャーとしての自然との触れ合いは、自然から受ける不便さが免除されたものであり、かつ継続性の無い一時的な接触であるという意味で日常生活における場合と決定的に異なる、いわば“都合のよい”自然接触の形式なのである。

#### 4.2 レジャーとしての自然との触れ合いにより形成される自然保護意識

次にレジャーとしての自然との触れ合いと自然保護意識の関係について考えたい。前出の平成18年内閣府調査結果における「自然保護が必要な理由」の回答では、「自然は人間の心にやすらぎやうるおいを与えてくれるから」が36.7%で最も高く、次いで「気温の調節、二酸化炭素の吸収など、人間の生存に不可欠な環境条件を整えるから」（46.7%）、「多様な生物を育む生態系や絶滅のおそれのある動植物を守ることは重要だから」（37.0%）となっている。上位二者が地球環境問題に関する知識、生態系や希少性に関する知識により培われた自然保護理由であるのに対し「自然は人間の心にやすらぎやうるおいを与えてくれるから」は知識ではなく“自然との触れ合い”により形成される保護理由であるという意味で本稿のテーマからすると最も注目すべき回答である（なお、この「自然保護が必要な理由」の回答と、3.2で取り上げた「自然に関心を持つようになった理由」との関連も環境教育の方法を考える上では興味深いものである<sup>(4)</sup>）。その保護理由が、自然と接することから得る、人間にとっての精神的利益を理由とするもの（一種の「人間中心主義的」な保護理由）となっていることに注目したい。

「人間中心主義的」な自然保護理由は、人々の意識の上だけではなく、法律にもはっきりと現れている。山村（1989）は、自然を保護するための代表的な法律でもある自然公園法は、「美人優先」「利用重視」型であると指摘する。いわゆる「すぐれた自然の景勝地」を保護し、それを人間が楽しむために利用するという考え方である。多くの人にとって、すぐれた風景地は非日常空間に存在するものであり、レジャーとしての体験が中心になる。3.2で触れた平成18年内閣府調査における「自然に関心を持つようになった理由」の回答や、平成7年環境庁調査および芮

の調査結果を踏まえると、レジャーとして自然と触れ合うことは、人々が日常生活から離れて一時的に自然と接し、その自然から「やすらぎやうるおい」を与えられた体験から自然に関心を持つようになり、そのように自分になんらかの利益を与えてくれる自然を守りたいという「人間中心主義的」な自然保護意識を形成するといえるのではないだろうか。レジャーとして自然の中に出かけ、日常生活では接することのないすばらしい自然に囲まれ、愛らしい野生動物を発見し、感動し、楽しい時を過ごしたならば、仮にその森がゴルフ場開発などのために伐採されるとなれば、反対したくなるのは当然だろう。このように、レジャーとしての自然接触は、日常生活での自然接触と異なり、主に自然のよい部分だけを実感することができる都合のいい自然接触の仕方なのであり、それゆえに自然への“表面的な”愛情を持たせること（そして、それに基づく（人間中心主義的な）自然保護意識を形成すること）は容易であると考えられる。逆に、前出のH・ヨナスの考え方に従えば、日常生活で関わる自然は人間に不利益を与える存在でもあり、保護すべき弱い（希少な）存在として認識されにくく、自然保護意識形成にはつながりにくいと考えられる。

## 5. 結 論

以上、日常生活やレジャーとしての自然との触れ合いについて考察してきた。では、環境教育として自然と触れ合う場合はどうだろうか。環境教育の一環として広く行われている自然観察などで自然と触れ合う場合は、日常生活において生じる自然接触とは異なり、レジャーとしての場合と同様、一時的な自然との触れ合いの形式である。そして、自然から受ける不便さ等のマイナス面の経験の有無を考えても、レジャーとしての自然接触と本質的に異ならないといえるだろう。むしろ、環境教育としてであっても、（掲げられた目標はともかく）その自然と触れ合う活動自体はレジャーの一種に含まれるといったほうが適切かもしれない。つまり、環境教育として行われた自然と触れ合う活動であっても、レジャーとして自然と触れ合う場合と同じく、そこから形成される自然保護意識は、「自然は人間の心にやすらぎやうるおいを与えてくれるから」といった「人間中心主義的」な理由に基づく自然保護意識になりやすいと考えられるのである。もちろん、理論的に深く考えられた環境教育プログラムの一環として自然との触れ合いを導入している場合は総合的にそれ以上の効果を生み出す可能性もある。とはいえ、少なくともレジャーに近い形で自然と触れ合う機会を提供する活動を環境教育の実践として行っているような場合はこのようにいえるだろう。

しかし、環境教育として自然と触れ合う体験を行う場合の目的として自然への関心・愛情の喚起を掲げる事自体は否定されるべき事ではない。環境教育に関する国際的な合意事項を示した代表的なものであるベオグラード憲章やトビリシ環境教育政府間会議の報告書においても、環境に

対する感受性を養うことは重視されている。また、アメリカにおいては、環境に対する「行動」の前提となる「環境への感性」の要因としての「重要な体験」の存在に関する研究で実証的成果が出されている（降旗ら 2006）。このように、自然との触れ合いは「行動」の前段階と位置付けられることが多い。つまり、自然への愛情の喚起、自然や自然保護に関心を持つきっかけとしてであり、その意味で効果があることは、本稿でも確認したとおりである。

しかし、問題は次の事実との関係をどう捉えるかである。それは、環境教育が現在ほど注目を集めていなかった昭和56年に総理府が行った「自然保護に関する世論調査」において、国民の93.7%が既に自然保護の必要性を認めているという結果が出されていることである<sup>(5)</sup>。もちろん、この数字に含まれる人々のすべてが、行動につながるような自然保護意識を持った人であるとは限らない。自然保護の必要性は認めつつも、自らの生活に不便を生じるようなライフスタイルの変更まではしたくないという表面的な自然保護意識<sup>(6)</sup>を持つ人も多く含まれるだろう。とはいえ、国民の93.7%が少なくとも表面的な自然保護意識であれば既に持っている、のである。そして、ここで3および4で考察した内容を踏まえれば、環境教育として行っている、自然と触れ合う機会を提供する程度の内容であれば、そこから形成される自然保護意識は（レジャーとして自然と触れ合う場合と同様）、まさにそのような表面的な自然保護意識形成の段階にとどまるものなのである。したがって、自然保護に向けた行動の前段階として、自然への関心・愛情の喚起およびそこから派生する自然保護意識の形成を環境教育（特に自然保護教育）として自然と触れ合う活動を行う場合の目標とするのであれば、あらためて環境教育を掲げてそれを行わなくても既にほぼ目標は達成されているといえるのである。

しかし、現実として、自然は減少し、種は絶滅していく。環境問題は一般的に「総論賛成、各論反対」といわれることがある。自然を保護することは必要だと考えつつも、現実には人間のための開発や経済活動と対立が生じるような問題や、具体的な問題解決に自分のライフスタイルの変更や不便を伴う制限を加えなければならなくなった場合に、反対に転じてしまう（自然保護以外の価値を優先してしまう）ということである。そういった浅い自然保護意識、つまり、前述の昭和56年の総理府の調査結果にみられるような、国民の多くが持つ「自然保護は必要だ」という自然保護意識では、実際に自然を守ることは難しいのである。小川（1977）は、現実の自然破壊は、「自然は大切だ、しかしもっと別に大切なものがあるからやむをえない」という論理構造で経済などを優先する構造であるのに、自然破壊を防ぐ教育という意識より自然を愛する教育または自然を教えることのみが注意が向けられていたことが従来の自然保護教育の弱点だと指摘する。そして、本稿にて行った考察からも、多くの国民が自然保護に賛成する現在、環境教育（特に自然保護教育）としては、「自然との触れ合い＝環境教育（特に自然保護教育）」と自明視し、自然と触れ合う機会を提供することで満足している段階ではないことは明らかである。環境教育として自然と触れ合う活動を行うのであれば、その活動が持つ環境教育としての意味（限定的な効

果)を認識した上で、環境教育が独自に担うべき内容は何か(環境教育を特徴付ける要素は何か)を問い直し、その視点から現在広く環境教育として行われている自然と触れ合う活動の内容を見直す必要があるのではないだろうか。

## 註

- (1) 「自然の保護と利用に関する世論調査」は、内閣府が自然の保護と利用に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするために5年に1度行っているものである。平成18年度は平成6月22日から7月2日に全国20歳以上の者で層化2段無作為抽出により抽出された3,000人に対して調査員による個別面接聴取により実施された。有効回収数(率)は1,834人(61.1%)である。
- (2) この調査は、地域の人口密度や産業構造、小学校を中心とした半径500m圏の建蔽率、緑被地率でみた居住環境の違いが認められる千葉県内の3つの地区(習志野市津田沼小学校区、佐倉市佐倉小学校区、成東町成東小学校区)の小学5年生全員(子世代)とその親(親世代)に対して行われたもの(回収率は93%)である。なお、親世代、子世代共に、特に(自然環境保護に向けた)行動レベルにおいて余暇行動との関係が強く現れている。
- (3) ここでいう「増やしたいと思う」と答えた人とは、「大いに増やしたいと思う」(33.3%)および「もう少し増やしたいと思う」(39.4%)の合計(72.7%)である。「今くらいでよいと思う」と答えた者の割合が23.5%、「特に自然にふれあおうとは思わない」と答えた者の割合が3.2%となっている。
- (4) 平成13年内閣府調査における「自然に関心を持つようになった理由」は「美しい風景のあるところを旅行してから」が43.8%と最も高く、「登山やハイキング、キャンプなどをしてから」も22.0%であり、自然との触れ合いに関する回答が多く、同年の「自然保護が必要な理由」の回答では「自然は人間の心にやさげやうなおいを与えてくれるから」が71.6%と極めて高い数値を示している。そして平成18年内閣府調査では、本文で示したとおり、「自然に関心を持つようになった理由」「自然保護が必要な理由」共に、自然についての知識に関連する回答が高くなっている。このデータだけで判断することはできないが、平成13年から平成18年の5年間の間の変化は、自然や自然破壊に関する「知識」の重要性をあらためて認識させるものであり、今後の環境教育を考える上で重要な意味を持つ結果であろう。
- (5) これは、現在の「自然の保護と利用に関する世論調査」の前身となるものであり、現在同様5年に一度行われていた。ここで引用した93.7%という数値は「自然を保護することは大切なことだと思いますか。そうは思いませんか。」という問いに対する回答である。自然保護の必要性に対する考え方を単純に問う本項目は、今回以降の同調査ではなくなっているため、昭和56年の調査結果を用いた。古い調査ではあるが、逆に、現在ほど環境教育に注目が集まっていない時代の表面的な自然保護意識を知る上で重要な結果であり、これほどの高い数値が出ていることは注目に値するものである。
- (6) 省資源やごみ問題の解決の必要性は感じていても、自らのライフスタイルを変えることには抵抗を感じ、科学技術に期待する者がかなりいるという調査結果がある(榎本 1994)。本文でいう“表面的な自然保護意識”とは、これを自然保護の場合で考えたものである。どちらも、省資源や自然保護の大切さはわかっている、そのためには自らのライフスタイルの変更が必要となるなど、自分の利害とかかわる場合には、自らの利益を優先してしまうという段階である。一方、レジャーとしてのみ接する自然(日常生活とはかけ離れた自然)を守ろうという場合は、自らライフスタイル変更等の不便は要求されないのである。なお、このような意識と行動の乖離、日常生活の利便性、経済性等の意識と行動と関係する要因については、広瀬(1995)が詳しい。

## 引用文献

- 榎本博明, 1994, 「環境価値観と環境教育」『環境情報科学』23(1): 57-61.
- ハンス・ヨナス, 1979, 加藤尚武監訳, 2000, 『責任という原理 科学技術文明のための倫理学の試み』東信堂.
- 原子栄一郎, 1986, 「環境教育論」『少年補導』31(7): 25-33.
- 広瀬幸雄, 1995, 『環境と消費の社会心理学』名古屋大学出版会.
- 堀内一男, 1992, 「学校教育における環境教育」佐島群己・堀内一男・山下宏文編『学校の中での環境教育』国土社.
- 市川智史, 2007, 「小中学校の「総合的な学習の時間」における環境教育の傾向」『科学教育研究』31(2): 145-149.
- 河合典彦, 1986, 「子どもにとって自然とは何か」『少年補導』31(7): 18-24.
- 環境庁, 1996, 「平成8年版環境白書」(環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/hakusyo.php3?kid=208> (平成20年2月1日現在) より).
- 木俣美樹男, 1996, 「戦後日本の環境問題と環境教育の編成」西村俊一・木俣美樹男編『地球環境と教育』創友社.
- 鬼頭秀一, 1999, 「環境倫理から教育環境へ」『岐阜を考える』100: 151-155.
- 降旗信一・石坂孝喜・畠山芽生・櫃本真美代・伊藤静一, 2006, 「Significant Life Experiences (SLE)調査の可能性と課題」『環境教育』15(2): 2-13.
- 丸山康司, 1997, 「「自然保護」再考—青森県脇野沢村における「北限のサル」と「山猿」—」『環境社会学研究』3: 149-164.
- 内閣府, 2001, 「平成13年 自然の保護と利用に関する調査」(内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/survey/h13/h13-shizen/index.html> (平成20年2月1日現在) より).
- 内閣府, 2006, 「平成18年 自然の保護と利用に関する調査」(内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-sizen/index.html> (平成20年2月1日現在) より).
- 成田研一, 1982, 「自然公園の利用者を対象に」『環境情報科学』11(4): 44-47.
- 中島敏博・古谷勝則, 2005, 「学生意識に見る若者の緑地保全活動への参加意思誘発プロセス」『環境情報科学論文集』19: 151-156.
- 沼田真, 1982, 「環境教育のあり方と今後の方法」『環境情報科学』11(4): 2-5.
- 小川潔, 1977, 「自然保護教育論」『環境情報科学』6(2): 63-69.
- 小川潔, 1992a, 「環境教育の20年」『環境情報科学』21(2): 2-6.
- 小川潔, 1992b, 「環境教育の展開と現状」北野日出男・木俣美樹男編『環境教育概論』培風館: 1-24.
- 酒井哲雄, 1986, 「キャンプを“吟味”する」『少年補導』31(7): 12-17.
- 品川哲彦, 2000, 「倫理学は、なぜ、いかにして環境問題にかかわるか」『21世紀フォーラム』74: 32-37.
- 総理府, 1981, 「昭和56年 自然保護に関する世論調査」(内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/survey/s56/S56-06-56-05.html> (平成20年2月1日現在) より).
- 田中治彦, 2003, 「持続可能な開発のための教育とは何か?—予備的考察—」別冊<開発教育>『持続可能な開発のための学び』開発教育協会.
- 田先崇志, 2003, 「高等学校における環境教育の実践—学校設定科目及び「総合的な学習の時間」での環境教育」『環境教育』13(1): 57-63.
- 若林真一, 1982, 「小中学校における環境教育の現状と問題」『環境情報科学』11(4): 11-15.
- 渡辺伸一, 2001, 「保護獣による農業被害への対応—「奈良のシカ」の事例—」『社会学研究』7: 129-143.
- 山村恒年, 1989, 『自然保護の法と戦略』有斐閣.

自然との触れ合いの環境教育としての意義に関する一考察

山極隆, 1992, 「学校における環境教育の基本理念」『環境情報科学』21(2): 7-10.

芮京祿, 1997, 「日常の自然体験と自然環境保護意識との関連」『環境情報科学論文集』11: 135-140.

(研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、2008年4月22日付)。